

秋田県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金のお知らせ

お問い合わせ先:かづの商工会 TEL 22-0050

4月21日に秋田県より県内事業者等の皆さまへ休業等が要請されました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、秋田県の要請に応じて一定期間、施設の休業等（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む）に全面的に協力した場合に協力金が支給されます。

要件

対象

秋田県内において、対象施設を運営する中小企業・個人事業主で、県の休業等要請以前に開業しており、営業の実態がある事業者

→対象業種は、チラシ裏面または秋田県公式webサイトでご確認ください

要請期間

令和2年4/25(土)から5/6(水)まで

給付対象となる休業とは

4/25午前0時から5/6までの全期間について、
休業等を行うこと

※飲食店等の食事提供施設の場合は、午前5時から午後8時までの
営業時間の短縮を含む

※期間中、1日でも営業した場合は給付対象外

支給額

1事業者
あたり

30万円

2施設以上
有する場合は

60万円

申請手続

〈申請期間〉

5/7(木)から6/15(月)まで

〈申請書〉

- ・4/30(木)に秋田県公式webサイトに申請書様式を公開
- ・県産業政策課及び各地域振興局総務企画部地域企画課に用意

〈申請方法〉

- ・「秋田県電子申請・届出サービス」による申請
<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>
- ・県産業政策課、各地域振興局への郵送・持参

〈申請先〉

- 秋田県庁第二庁舎3階 産業労働部産業政策課
- 各地域振興局 総務企画部地域企画課

協力金の対象となる主な施設

施設の種類

内 容

遊興施設等

キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、インターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックス、ライブハウス 等

遊技施設

マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等

劇場等

劇場、映画館

運動施設

体育館、水泳場、武道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、ゴルフ練習場 等

集会場、展示場等

集会場、展示場、貸会議室、美術館、植物園 等

学習塾等

各種学校などの教育施設、自動車教習場、学習塾、生け花教室、音楽教室、珠算塾 等

ホテル、旅館、
休憩施設等

ホテル、旅館、スーパー銭湯 等
(宴会、カラオケ、集会の用に供する部分、ゲームコーナー等に限る)

商業施設

生活必需品物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
(アウトドア・スポーツ用品、DVD/ビデオレンタルショップ、エステティックサロン、土産店 等)

休業を要請
する施設

施設の種類

内 容

食事提供施設
(宅配・テイクア
ウト除く)

飲食店、居酒屋、喫茶店 等

※営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内に短縮、または、終日休業した場合に給付対象となります。
ただし、酒類の提供は午後7時までとすること。

営業時間の
短縮を要請
する施設

協力金の申請には「**休業の状況が確認できる書類**」が必要です

- ・ 売上等事業収入額を示した帳簿の写し
- ・ 休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの
(休業期間を告知する自社ホームページの写し、休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ 等)

協力金の詳細またはお問い合わせ先

○秋田県公式webサイト

<https://www.pref.akita.lg.jp/>

※トップページのバナー「協力金のご案内」をクリックしてください



○秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談コールセンター

☎ 0 1 8 - 8 6 0 - 5 0 7 1

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
(土日祝を含む)